

# 浪江町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和3年3月 策定

令和8年4月 改定

住宅の耐震化を一層促進し、浪江町の安全・安心を確保するため、具体的な行動計画となる「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を以下のとおり策定する。

## 1 目的

浪江町耐震改修促進計画に掲げる住宅の耐震化目標（令和12年度の住宅耐震化率95%）を達成するため、必要な取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、本プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を促進することを目的とする。

## 2 実施取組期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

※浪江町耐震改修促進計画の計画期間とする。

## 3 対象区域・建築物

- ・浪江町全域（避難指示が解除された区域及び特定復興再生拠点区域）
- ・旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に工事が着手されたもの。）で建設された木造戸建住宅

## 4 取組目標

### 【実施計画】

|          | 取組内容   | 令和8年度目標                         |
|----------|--|---------------------------------|
| 財政<br>支援 | ・対象建築物の耐震診断費の一部を補助   | 1戸                              |
|          | ・対象建築物の耐震改修費の一部を補助   | 1戸                              |
| 普及<br>啓発 | 1. 耐震診断の未実施者に対する対応<br>①対象建築物の所有者等へ耐震化に関するダイレクトメール送付を実施<br>②戸別訪問の希望者には、直接訪問して説明                           | ①土地・家屋の所有者全員（約6,000名）<br>②希望者全員 |
|          | 2. 耐震診断の既実施者に対する対応<br>①当該年度耐震診断実施者に補強計画・概算費用を提示<br>②耐震診断を実施後も耐震改修等に至らず1年以上経過している者に対し、ダイレクトメールや電話等で耐震化を促す | ①診断実施者全員<br>②1名                 |
|          | 3. 事業者に対する対応（技術力向上）<br>①事業者向けの技術講習会を実施<br>②耐震改修事業者リストを浪江町の広報媒体（ホームページ等）にて周知                              | ①講習会実施<br>②ホームページ掲載             |
|          | 4. その他、一般向けの対応（周知普及）<br>①住宅の耐震化に関するチラシを作成し、浪江町の広報媒体で周知<br>②住民向け説明会やパネル展示等を実施                             | ①ホームページ掲載<br>②パネル展示             |

## 5 取組実績

### 【実績（自己評価）】

|          | 取組内容  | 令和7年度                |  |
|----------|---|----------------------|--|
|          |   | 目標                   | 実績   |
| 財政<br>支援 | ・対象建築物の耐震診断費の一部を補助  | 1戸                   | 0戸   |
|          | ・対象建築物の耐震改修費の一部を補助  | 1戸                   | 0戸   |
| 普及<br>啓発 | 1. 耐震診断の未実施者に対する対応<br>①対象建築物の所有者等へ耐震化に関するダイレクトメール送付を実施<br>②戸別訪問の希望者には、直接訪問して説明                            | ①対象者全員<br>②対象者全員     | ①固定資産税のお知らせに耐震化に関する案内を掲載（土地家屋の所有者約6,000名）<br>②希望者0名        |
|          | 2. 耐震診断の既実施者に対する対応<br>①当該年度耐震診断実施者に補強計画・概算費用を提示<br>②耐震診断を実施後も耐震改修等に至らず、1年以上経過している者に対し、ダイレクトメールや電話等で耐震化を促す | ①診断実施者全員<br>②診断実施者全員 | ①0戸<br>②0戸   |
|          | 3. 事業者に対する対応（技術力向上）<br>①事業者向けの技術講習会を実施<br>②耐震改修事業者リストを町の広報媒体（ホームページ等）にて周知                                 | ①講習会実施<br>②広報媒体掲載    | ①県HPにある講習会資料のページにリンクを貼り、町HPからもアクセスしやすい様にした。<br>②ホームページ掲載あり |
|          | 4. その他 一般向けの対応（周知普及）<br>①住宅の耐震化に関するチラシを作成し、町の広報媒体で周知<br>②住民向け説明会やパネル展示等を実施                                | ①広報媒体掲載<br>②パネル展示    | ①広報媒体掲載<br>広報なみえ7月号<br>②パネル展示<br>場所(役場)<br>時期(6月)          |

## 6 改善策

耐震診断後の耐震改修実施者の割合が低いため、以下の内容を見直し次年度の取組を実施する。

- ・複数媒体での広報活動を行い、一層の周知啓発を図る（町広報誌・HP）。
- ・固定資産税のお知らせに耐震化に関する案内記事の掲載を引き続き行い、一層の周知を図る。
- ・耐震改修の動機付けとなる情報を収集し、ホームページで発信する。

（事業者との協議に基づき、改修費用の圧縮方法等、固定資産税減税の紹介等）